

令和6年度 事業計画

I 基本方針

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進等地域社会に貢献しています。国において、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされていますが、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

しかし、事業運営は、新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢の不安定さも加わり、会員数の減少や事業実績の伸び悩みなど大きな影響を受けました。現在は、イベントや恒例行事も通常開催され、日常が戻りつつあります。これからは、コロナは事業停滞の理由にはなりません。まずは、1日も早く会員数をコロナ前の水準に回復させるとともに契約実績を増進させる必要があります。

これらを踏まえて、当センターでは、第2次中長期計画が令和5年度で終了となったことから、新たに第3次中長期計画（2024年度～2028年度）を策定いたしました。これは、当センターが社会情勢の変化等を踏まえ、今後の5年間について取り組んでいく指針として4つの柱である基本計画と、取り組むべき施策を定めたものです。

1年目となる本年度においては、引き続き高齢者の十分な就業機会の確保と安心で安全な就業のための取組みと、会員数をコロナ前の水準に回復させる取組みを実施してまいります。

さらに、令和6年秋に施行される予定の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（以下「フリーランス法」という。）に対する準備を進めてまいります。

併せて、国全体のデジタル化が進展する中で、シルバーにおいては、Webを活用した業務連絡やWeb入会システムの導入等の早急な対応が求められています。当センターにおいても積極的にデジタル化の推進に取り組み安定的な事業運営を図ってまいります。

今後も、龍ヶ崎市を始め関係機関及び市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして充実・発展を目指します。事業の早期V字回復を目指して、会員及び役職員が一丸となって以下の計画を実施してまいります。

II 事業目標

1	会員数	499人
2	就業率	81%
3	契約金額	150,000千円
	内訳	
	本体事業	114,500千円
	総合事業	3,500千円
	(介護予防・日常生活支援総合事業)	
	派遣事業	32,000千円

III 実施計画

1 就業開拓提供事業

役職員が企業、家庭、公共団体等を訪問して積極的に就業開拓を行い、地域のイベント等でリーフレット配布などを行います。受託した仕事は内容を確認し、会員の就業履歴、希望日程を調整しながら会員に提供します。

事業の受注拡大について、特に公共事業の受注拡大を図るため、シルバー人材センター協

議会における協議を進め、龍ヶ崎市との連携を強化し、受注拡大のための要望活動等を行い就業機会の確保に努めてまいります。その他地域の経済団体等へのPRを行い就業開拓につなげてまいります。

また、女性会員の就業の場をさらに確保するため、龍ヶ崎市と連携して高齢者の生活支援に関する介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、産前産後家事支援事業にも積極的に取り組みます。

さらに、指定管理事業の駐輪場管理業務が最終年度となるため、再受託を目指します。

その他、就業先からの請負以外の働き方として、一般労働者派遣事業の就業先の開拓、受注等の促進にも引き続き取り組みます。

2 会員拡大の取り組み

会員数の拡大の取り組みについては、新たな就業機会の確保や提供に努めるとともに周知活動・広報の拡充などを行い会員の拡大に取り組んでまいります。併せて、センターの魅力度向上を図るため高齢者に興味のある講習会等を開催し、入会促進と退会の抑制につなげてまいります。

また、会員の一層の入会促進を図るため、Webを活用した入会説明会を導入し、入会しやすい環境の整備に努めます。併せて、既存の入会説明会について曜日や回数等について検討し、より入会しやすい環境の整備を図ってまいります。

さらに、女性会員拡大のため、女性限定入会説明会の開催や女性向けイベント等を開催してまいります。

3 調査研究事業

会員の安全・適正な就業のための調査や新たな就業分野については、各委員会において調査研究等を実施し、その結果を踏まえて就業機会の増大や就業の質の向上に努め、多くの市民が入会しやすい就業環境の改善に一層努めます。

4 相談事業

会員の就業については、随時、職員が相談に応じます。また、ワークシェアリング開催時には相談コーナーを設置して対応します。

新規入会会員については、入会時に面談を行い、就業相談を行ってまいります。

5 研修・講習事業

会員や市内在住の高齢者を対象に、就業に必要な知識、技能等を修得するため講習会等を開催します。

また、県シ連等が主催する研修会等に積極的に参加します。

6 普及啓発事業

役員及び委員が積極的にシルバー人材センター事業の周知に努めることにより、地域社会に理解と協力を求め、高齢者が活動しやすい環境作りを目指します。

「会報りゅう〜」及び「シルバーだより」での啓発活動のほか、ホームページを活用し、就業に関する情報提供等を行うと共に市民にはセンターで受託できる仕事の紹介や仕事を依頼しやすい環境の整備に努めます。

10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に「自主・自立、共働・共助」の仕組みを広くかつ正しく地域社会に浸透させるためのPR活動を行います。

7 安全・適正就業推進事業

会員の就業にあたり、その能力と体力に見合った仕事を安全かつ適正にできるようにすることが最重要課題です。

安全就業の確保はシルバー事業の基本となるものです。安全就業基準の周知及び会報誌やリーフレット配布による意識の醸成を図ります。

適正就業は、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」にもとづいて契約内容等の再点検を行い、適正就業に取り組みます。

当センターでは、毎月15日を「安全の日」と独自に定め、事故防止のために安全パトロールを実施して安全・適正就業の指導等に取り組みます。

また、近年、草刈り作業における飛び石事故が増加していることから、飛散軽減刈刃の導入や飛散防止ネットの活用の徹底を推進するとともに、研修会を開催し会員の作業時における安全意識の向上を図ります。

公平な就業機会の確保は、会員の就労意欲の向上や未就労会員の就労という観点からも非常に重要です。当センターでは、年2回ワークシェアリングを開催し、会員の就労意思の確認と公平な就業機会の確保に努めます。

さらに、隔年で開催している会員の安全・適正就業意識の更なる向上を目的とした「龍ヶ崎市SC版安全・適正就業推進大会」を開催します。

8 その他事業の目的を達成するために必要な活動

会員活動では、可能な限り地域班や職種班等を通して会員の自主的・自発的な活動を推進します。

また、会員による自主的組織として既存のゴルフ会・旅行会・ウォーキング会、音読会等の支援の他、手芸サークル活動等独自事業に繋がることが期待される自主的組織活動を推進します。

令和6年秋に施行される「フリーランス法」を見据え、会員に対する就業条件の明示等が義務付けられることとなります。加えて、シルバー事業における業務委託契約について契約方法の見直しが行われる予定となっています。当センターでは、県シ連とも連携し適正に事務処理を遂行し、業務に支障のないよう準備をしております。

また、シルバー事業において、全国的にデジタル化の推進を図ることが示されております。会員の多くはスマートフォンやパソコン等の機能に対する操作が不慣れであること等から、会員のデジタル環境利用を促進するため、スマートフォン等操作説明会を開催し、センターの事務処理の効率化・簡素化を通じて事務コストを削減することで、センターの安定的な運営を図っております。

インボイス制度の施行後も、業務の効率化や経過的な措置期間に応じた料金設定等を通して、安定的な事業運営のため、必要な対応を行ってまいります。

IV 法人管理事業

1 公益法人制度への対応

公益法人として、その目的、果たすべき役割、関係法令等を踏まえ、適正な公益事業運営を推進してまいります。

2 諸会議の開催

- (1) 定時総会 令和6年6月14日(金) 大昭ホール龍ヶ崎(市文化会館) 小ホール
- (2) 理事会
 - 第1回 令和6年 5月21日(火)
 - 第2回 令和6年 6月14日(金)
 - 第3回 令和6年 8月21日(水)
 - 第4回 令和6年10月22日(火)
 - 第5回 令和6年12月20日(金)
 - 第6回 令和7年 3月21日(金)

3 委員会の開催

理事会運営を一層効率的に進めていくため、総務委員会、女性活躍委員会、安全就業委員会について、組織体制を見直し、各種事業を推進してまいります。

- (1) 第1回各委員会 令和6年4月
その後必要に応じて各委員会開催(計6回程度開催)

4 研修等の開催

全国シルバー人材センター事業協会や茨城県シルバー人材センター連合会と引き続き密接な連携を図り、情報の収集・交換に努めるとともに研修会や講習会等には積極的に参加し、役職員及び会員の資質の向上に努めます。